

昭和二十五年三月十七日受領  
答弁第七四号

(質問の 七四)

内閣衆質第六二号

昭和二十五年三月十七日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員柳原三郎君提出養鶏事業振興に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員柳原三郎君提出養鶏振興事業に関する質問に対する答弁書

一 栄養食料の増産確保並びに農業経営の改善上養鶏の重要性にかんがみ、政府としても、その健全なる普及発達を図るため、畜産振興計画の一環として昭和二十四年春養鶏振興基本方針を定め、国立並びに地方庁の養鶏施設と民間種鶏家と緊密な連繋の下に、組織的に種鶏の改良繁殖を行い、優良鶏を増殖普及し、生産性の高い採卵養鶏を振興するとともに、農村における潜在飼料の工夫活用による農家養鶏の普及に努めている。

又生産物については、共同出荷を促進し、商品価値の向上並びに取引の円滑適正を期し、大衆栄養食品として消費の増大を図る方針である。

二 養鶏は農家の副業として飼養する場合が多く、大部分の農家は、正確な収支に関する記録をもたないため、税務署において実地調査その他の各種資料に基き、一応の目安として所得標準を作成して示しているのであるが、その所得標準が、養鶏による所得の実情を無視しているとは考えられない。もとより

税務署で作成している所得標準は、一応の目安であるから、正確な記録のあるものはそれにより、正確な記録がない場合においては、その作成及び適用に当たっては、努めて実情に即するよう努力している次第である。

右答弁する。